

税理士事務所での 確定申告相談会のお知らせ

私たち税理士は確定申告に関する相談会を行っています

平成31年

1月21日(月)～2月28日(木) 土・日・祝日を
除きます。

相談会場

右記支部の
ノボリを掲げた
税理士事務所

大分支部 別府支部 宇佐支部

(大分市・由布市) (別府市・日出町・杵築市・国東市・姫島村) (宇佐市・豊後高田市)

中津支部 竹田支部

(中津市) (竹田市)

相談事務所名の詳細は

裏面又はホームページをご覧ください。

大分県税理士会

検索

クリック

相談を希望される税理士事務所に事前にお電話等で相談日時の予約をしてください。

対象となる方

事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で平成29年の所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が300万円以下で、税理士関与のない方。

上記の方が消費税の課税事業者である場合は、平成28年の課税売上高が3,000万円以下の方。

給与所得者及び年金受給者で、税理士関与のない方。
(ただし所得が高額な方は除きます)

相談内容

所得税及び個人の消費税に関する相談

料金

申告・納税に関する相談(30分程度)は無料です。

(ただし不動産等の譲渡や贈与の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

上記以外のご相談にも対応していますのでお気軽にお問い合わせください。

税理士には職務上知り得た秘密を守る義務(守秘義務)が課せられていますので、安心してご相談ください。